

ファクトブック 2022年版

■ ZENROSAI KYOKAI ■

FACT BOOK

2022

2021年度事業報告など

全労済協会

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

■ ZENROSAI KYOKAI ■

FACT BOOK

2022

CONTENTS

I	ごあいさつ	1
II	事業報告	2
	1 シンクタンク事業「公益目的支出計画における実施事業」	2
	2 相互扶助事業「認可特定保険業」	11
	3 法人運営	17
III	財務状況	18
IV	リスク管理と法令遵守の取り組み	19
	1 リスク管理	19
	2 コンプライアンスならびに個人情報保護の取り組み	23
V	組織の概要	25
	1 全労済協会の組織概要	25
	2 全労済協会の沿革	26
	3 役員等の体制	27

I ごあいさつ

全労済協会
(一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会)
理事長 神津 里季生



平素より全労済協会の事業・活動にご理解、ご支援いただき心から感謝申し上げます。

2021年度の事業概況や財務状況をはじめ、当協会の活動について皆さまにお伝えするため、「ファクトブック2022年版」を作成いたしました。

わが国の長期にわたるデフレ経済のもとで拡大した様々な格差は、引き続き深刻な状況にあります。こうした中、2021年度は新型コロナウイルス感染症の長期にわたる拡大や、ウクライナへのロシアの軍事侵攻が、世界経済・社会に甚大な影響をもたらし、国内の中小企業や有期・短時間・契約労働・フリーランスで働く方々など、セーフティネットが脆弱な勤労者・生活者に、より深刻な影響を与えました。

加えて、近年は自然災害が激甚化・頻発化しています。東日本大震災の発災から11年を迎えた本年も、日本列島の多くの地域で、大規模な自然災害が続いています。被災された皆さまには心からお見舞い申し上げます。

全労済協会は、これらの課題に対応したシンクタンク事業を展開するとともに、相互扶助事業の保険金の迅速なお支払い等を通じて、被災された皆さまの支援に努めております。

全労済協会は2013年に一般財団法人に移行して以来、公益目的支出計画にもとづく「シンクタンク事業」と認可特定保険業を中心とした「相互扶助事業」の2つの事業を実施しております。

2021年度のシンクタンク事業では、Better Life 研究会オンラインシンポジウム『壁を壊すケア「気かけあう街」をつくる』を開催いたしました。昨年に続き動画配信方式での実施でしたが、千百人を超える参加者から高い評価をいただきました。2022年度も研究者や研究機関・関係諸団体と連携し、勤労者・生活者が直面する課題の解決に寄与できますよう、引き続き研究と幅広い情報発信に努めてまいります。

また、相互扶助事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、引き続き対面推進活動を控えつつ、関係諸団体のご協力を得て、適切な保障額の提案に努めました。2022年度も労働組合や福祉事業団体等関係諸団体の財産保全や福利厚生、事業活動等にお役立いただく事業運営をおこなってまいります。

全労済協会は、こくみん共済 coop との連携のもと、2021年度にとりまとめた全労済協会の今後の方向性や対応スケジュール、それにもとづく3カ年の基本方針および実行計画を着実に実施し、これからも、誰もが豊かで安心できる社会づくりに貢献してまいります。

引き続き、皆さまのご支援・ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

II 事業報告

1 シンクタンク事業「公益目的支出計画における実施事業」

(1) 調査・研究

① 勤労者福祉研究会

勤労者・生活者の生活・福祉の向上に寄与することを目的として、勤労者・生活者を取り巻く様々な社会的諸課題に関する調査・研究をおこないました。

ア) 「Better Life 研究会」 主査：慶應義塾大学経済学部教授 井手 英策 氏
「ライフ・セキュリティ、そして人間の自由へ」をテーマに、子育て、教育、介護、障がい者福祉、貧困問題など、さまざまな分野の実践家の人たちにより、税財源の投入に関する新たな共通ニーズを掘り起こすことで、「公・共・私」のベストミックスによる新たな互酬・再分配のしくみづくりを研究しました。

研究成果として、2021年10月5日『壁を壊すケア「気かけあう街」をつくる』を岩波書店から発刊しました。

〈成果書籍の発刊〉

書籍名	壁を壊すケア「気かけあう街」をつくる
発刊日	2021年10月5日
出版社	岩波書店
頁数・定価	284頁・1,900円（税別）



イ) 「資本主義経済の再構築としてのSDGs研究会」

主査：慶應義塾大学経済学部教授 駒村 康平 氏

本研究会では、地球温暖化防止と経済成長を両立して働きがいのある持続可能な社会を実現できるかの研究をおこないます。

回次	開催日	報告内容・報告者	場所：全労済協会会議室・オンライン開催
第1回	2022年 2月9日	「資本主義の再構築とSDGs ―人新世の経済システムを考える―」 慶應義塾大学経済学部教授 駒村 康平 氏	
第2回	3月18日	「持続可能な発展に向けた経済システムとは」 京都大学大学院地球環境学堂／経済学研究科教授 諸富 徹 氏	
第3回	4月23日	「EUのサーキュラーエコノミー政策の方向性」 日本生産性本部エコ・マネジメント・センター長 喜多川和典 氏	
		「経済成長の定義変更 市場メカニズムと地球環境を両立できる経済成長」 九州大学比較社会文化研究院社会情報部門教授 山下 潤 氏	
第4回	5月28日	「個と場の共創的 Well-being ―文化心理学からの検討―」 京都大学人と社会の未来研究院教授 内田由紀子 氏	
主査		慶應義塾大学経済学部教授	駒村 康平 氏
副主査		京都大学大学院地球環境学堂／経済学研究科教授	諸富 徹 氏
委員		京都大学人と社会の未来研究院教授	内田由紀子 氏
		日本生産性本部エコ・マネジメント・センター長	喜多川和典 氏
		九州大学比較社会文化研究院社会情報部門教授	山下 潤 氏

② 勤労者生活実態調査（アンケート調査等）

■ 勤労者の生活意識と協同組合に関する調査

執筆者：明治大学政治経済学部教授 大高 研道 氏

本アンケートは今回で6回目となり、定点観測の設問と今日の課題の設問も新設し、協同組合をはじめ協同活動への一助となる事を目的に実施しています。

2021年7月に報告書と概要版を発刊しました。また、成果の普及を目的に当協会の理事・監事・協同組合系シンクタンクを対象に報告会を2021年8月17日に開催しました。

〈報告書の発刊〉

報告書名	勤労者の生活意識と協同組合に関する調査報告書〈2020年版〉
調査対象	20歳～64歳の一般勤労者、男女
調査実施年月	2020年10月22日～2020年10月30日
調査設問	52問
有効回答数	4,871
報告書発刊月	2021年7月



(2) 情報発信

① デジタル媒体の活用

ア) メールマガジン会員に向けたメール配信

研究報告誌・報告書発刊やオンライン研修会開催の紹介など13回配信しました。

イ) ホームページ情報提供

当協会主催のイベントや事業の告知・募集、研究会の概要など12回更新しました。

② 研究報告誌（WELFARE）の発刊

ア) 『WELFARE 2021 Autumn No.11』（2021年10月発刊）

編集委員・巻頭言：中央大学法学部教授 宮本 太郎 氏

特集テーマ：パンデミック以降の福祉と社会

理事長対談：東京都立大学人文社会学部教授 阿部 彩 氏

寄稿：東京大学大学院人文社会系研究科教授 白波瀬佐和子 氏

同志社大学社会学部教授 埋橋 孝文 氏

朝日新聞編集委員 浜田陽太郎 氏

明治学院大学社会学部准教授 仲 修平 氏

立命館大学産業社会学部教授 櫻井 純理 氏

イ) 『WELFARE 2022 Spring No.12』（2022年4月発刊）

編集委員・巻頭言：東京大学社会科学研究所所長 玄田 有史 氏

特集テーマ：今、ふりかえっておくべき雇用・働き方の『20年』

理事長鼎談：中央大学大学院戦略経営研究科教授 佐藤 博樹 氏

元厚生労働省厚生労働審議官 岡崎 淳一 氏

寄稿：学習院大学名誉教授 今野浩一郎 氏

独立行政法人労働政策研究・研修機構研究顧問 小杉 礼子 氏

早稲田大学教育・総合科学学術院教授 黒田 祥子 氏

一橋大学経済研究所教授 神林 龍 氏

東京大学名誉教授 仁田 道夫 氏



(3) シンポジウム・講演会

① シンポジウム

Better Life 研究会（主査：慶應義塾大学経済学部教授：井手 英策 氏）の成果書籍発刊を記念してオンラインシンポジウムを開催し、ホームページ上で録画動画を配信しました。

テ ー マ：壁を壊すケア「気かけあう街」をつくる

登 壇 者：第1部「トークセッション Better Life 研究会主査からのメッセージ」

慶應義塾大学経済学部教授 井手 英策 氏

アナウンサー 渡辺 真理 氏

第2部「パネルディスカッション」

コーディネーター：井手 英策氏

パネリスト：NPO法人パノラマ理事長 石井 正宏 氏

社会福祉法人愛川舜寿会常務理事 馬場 拓也 氏

社会福祉法人訪問の家理事長 名里 晴美 氏

収 録 日：2021年11月5日

動画配信期間：2021年12月24日～2022年5月31日

共 催：こくみん共済 coop、日本再共済連

後 援：日本労働組合総連合会、教育文化協会、労働者福祉中央協議会、全国労働金庫協会、日本共済協会、日本生活協同組合連合会、全国中小企業勤労者福祉サービスセンター、日本退職者連合

② 毎日メディアカフェ協賛企画公開セミナー

退職準備教育研修会受講者であるサポートネットワーク会員へのフォローアップ研修（セミナー）を開催しました。

日 時：2022年3月10日 18時30分～20時00分

開催方法：オンライン（ライブ配信）

テ ー マ：「ライフプランに関わる法改正」

～ここだけは押さえておきたい公的年金、健康保険、介護・育児休業、雇用保険

講 師：社会保険労務士 望月 厚子 氏

(4) 勤労者教育研修会

① 「退職準備教育研修会（コーディネーター養成講座）」の開催

労働組合等における退職準備教育の普及・推進のため、労働組合の役員や担当者に向けた退職準備教育研修会を毎年開催しています。生活保障設計や公的年金等の仕組みを修得したコーディネーターの養成を目的としています。

受講期間：2021年11月15日～2022年1月16日

② サポートネットワーク会員※へのフォローアップ

年金・介護等の社会保障制度や税制、法律改正に係る最新の情報をメール配信することで知識の維持と継続的な学習をサポートしました。

「公共職業訓練」、「遺族年金」、「退職準備教育研修会開催」および「ねんきんネット」をテーマに「会員限定メールマガジン」を8回配信しました。

※上記①の受講者のうち、メルマガ登録した会員

③ テキスト「実りあるセカンドライフをめざして」(2022年版)の作成

研修会のテキスト、また各団体・組織における退職準備に向けた情報提供ツールとして、最新情報を掲載した「実りあるセカンドライフをめざして」(2022年版)を作成しました。



(5) 労働者福祉研究活動

■「第18回労働者共済運動研究会」の開催

労働者共済運動の健全な発展に向けて、事業のあり方や共済活動等について研究をおこなう、「労働者共済運動研究会」を継続実施しました。

- ア) 講演：「企業のDX、労働組合のDX」
 講師：連合総合生活開発研究所主幹研究員 中村 天江 氏
- イ) 報告：「連合におけるWor-Qの取り組みについて」
 講師：連合総合組織局長 河野 広宣 氏
 連合Wor-Qサポートセンター局長 西野ゆかり 氏

(6) 公募委託調査研究

勤労者・生活者の生活・福祉の向上に向けて、時宜にかなった研究を支援するため、委託調査研究を広く公募し、研究者の人材発掘と研究機会の提供をおこなっています。

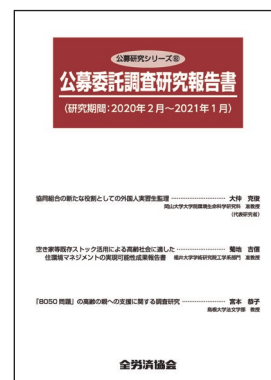
① 2019年度公募委託調査研究

2021年10月に合本による報告書を発刊しました。

■報告書の発刊

発刊月	タイトル／著者（委託研究者）
2021年10月	公募研究シリーズ82 公募委託調査研究報告書（研究期間：2020年2月～2021年1月） ア)「協同組合の新たな役割としての外国人実習生監理」 岡山大学大学院環境生命科学研究科准教授 大仲 克俊 氏 イ)「空き家等既存ストック活用による高齢社会に適した住環境マネジメントの実現可能性成果報告書」 福井大学学術研究院工学系部門准教授 菊地 吉信 氏 ウ)「『8050問題』の高齢の親への支援に関する調査研究」 鳥根大学法文学部教授 宮本 恭子 氏

※共同研究の場合は代表研究者のみを記載



② 2020年度公募委託調査研究

研究報告書の発刊に向けて2022年4月に事前報告会を開催し、研究結果の報告を受けました。

■事前報告会の開催 (研究期間：2021年2月～2022年1月)

開催日	報告内容・報告者	場所：全労済協会会議室
2022年 4月25日	ア)「高齢者雇用と年金制度に関する実証分析」 甲南大学経済学部教授 足立 泰美氏	
	イ)「地域住民・地域組織をつないでつくる、住みやすい街づくり」 東京福祉大学心理学部講師 谷口 恵子氏	
	ウ)「コロナ禍における自立相談支援機関の課題と展望に関する調査研究 ：援助要請の観点から」 東京都健康長寿医療センター研究所社会参加と地域保健研究チーム研究員 村山 陽氏	

※共同研究の場合は代表研究者のみを記載

③ 2021年度公募委託調査研究

委託調査研究についてメインテーマを「ともに助けあい、支えあう社会をめざして」として募集し、2021年度第1回運営委員会において3件の採用を決定しました。

■公募委託調査研究の開始 (研究期間：2022年2月～2023年1月)

研究テーマ	研究者
低所得世帯における日々の生活費と将来に対する不安感とリスクへの備えに関する分析	早稲田大学商学学術院 教授 大塚 忠義氏
リカレント教育課程修了者のライフキャリア形成促進政策に関する研究：女性を中心に	日本女子大学人間社会学部 現代社会学科／現代女性キャリア研究所 教授／特任研究員 尾中 文哉氏
離島における共同売店の意義と役割 —地域福祉の視点から—	琉球大学人文社会学部人間社会学科 専任講師 波名城 翔氏

※共同研究の場合は代表研究者のみを記載

(7) 寄附講座

① 慶應義塾大学経済学部 (担当教授 駒村 康平氏)

「公共私による新しい福祉価値の創造」をテーマに、SDGsに関する講座を2021年10月5日に開講し、オンラインを活用したリアルタイムでの講義を12回実施（履修生260名）しました。

■「公共私による新しい福祉価値の創造」カリキュラム

回次	開催日	講義概要	講師
第1回	2021年 10月5日	寄附講座開講趣旨について	慶應義塾大学経済学部教授 駒村 康平氏 全労済協会理事長 神津里季生
第2回	10月12日	SDGsの意義と課題	株式会社日本総合研究所創発戦略センター シニアマネージャー 村上 芽氏
第3回	10月19日	脱炭素社会に向けた取組について	環境省地球環境局 地球温暖化対策課長 小笠原 靖氏
第4回	10月26日	共済事業と共助の役割 誰一人取り残さない社会の実現にむけて	こくみん共済coop 代表理事専務理事 高橋 忠雄氏
第5回	11月2日	企業のサステナビリティ変革を誘う NGOの役割と課題	デロイトトーマツコンサルティング合同会社 モニターデロイトシニアスペシャリストリード 山田 太雲氏
第6回	11月9日	サステナブルファイナンス市場をいかに成長させるか?	BNPパリバ証券株式会社 グローバルマーケット統括本部 副会長 チーフクレジットストラテジスト/チーフ ESGストラテジスト 中空 麻奈氏
第7回	11月16日	花王のサーキュラーエコノミーの取り組み ～プラスチック包装容器を対象に～	花王株式会社 ESG活動推進部 担当部長 柴田 学氏
第8回	11月30日	脱炭素革命への挑戦 地球環境と私たちの未来を救うエシカル消費	株式会社NHKエンタープライズ エグゼクティブ・プロデューサー 堅達 京子氏
第9回	12月7日	サーキュラーエコノミーの動向	公益財団法人 日本生産性本部 エコ・マネジメント・センター長 喜多川和典氏
第10回	12月14日	地球温暖化によって猛暑・豪雨はどのようなのか?	気象研究所 気候・環境研究部 第1研究室主任研究官 今田由紀子氏
第11回	12月21日	日本人の労働観	慧日山 福聚寺 住職 玄侑 宗久氏
第12回	2022年 1月11日	人と森の関係から学ぶ サステナブル社会	Arch joint vision 代表 池田 憲昭氏

※毎週火曜日2限（10：45～12：15）

② 中央大学法学部（担当教授 宮本 太郎 氏）

「福祉と雇用のまちづくり」をテーマにして2022年4月13日に開講し、6回の講義を実施（履修生177名）しました。なお、一般聴講申込者（260名）へ講義動画を配信しています。

■「福祉と雇用のまちづくり」カリキュラム

回次	開催日	講義概要	講師
第1回	2022年 4月13日	オリエンテーション この講義で考えていきたいこと	中央大学法学部教授 宮本 太郎 氏 全労済協会理事長 神津里季生
第2回	4月20日	全盲の僕が弁護士になった訳	おおごだ法律事務所弁護士 大胡田 誠 氏
第3回	4月27日	『働くことを軸とする安心社会』の実現に向けた労働組合の役割	日本労働組合総連合会 事務局長 清水 秀行 氏
第4回	5月11日	無子高齢化の社会を超えて	甲南大学マネジメント創造学部 教授 前田 正子 氏
第5回	5月18日	共済事業と共助の役割 ～誰一人取り残さない社会の実現にむけて～	こくみん共済 coop 代表理事専務理事 高橋 忠雄 氏
第6回	5月25日	「安心して絶望できる社会」への当事者研究	ソーシャルワーカー、浦河べてるの家理事長 北海道医療大学名誉教授 向谷地生良 氏

※毎週水曜日4限（15：10～16：50）

（8）客員研究員制度

協同組合研究をより一層充実させ、今後の協同組合の発展に貢献ができるようにするために、共済と保険・協同組合・勤労者福祉に深く関心を寄せている若手研究者の育成をおこなっています。

■2020年4月任用者の育成（任用期間：2020年4月1日～2022年3月31日）

9回の連絡会議を開催し、報告書の提出を受け、任用期間が満了しました。

ア) 共済・保険：自動運転社会における被害者救済策のあり方について

～自動運転事故への保険法学的アプローチを中心に～

明治大学大学院法学研究科 横沢 恭平 氏

イ) 協同組合：生活協同組合への若年世代の参加について

～戦間期イギリスの生活協同組合への若者の関わりを中心に～

京都大学大学院文学研究科 浮網 佳苗 氏

（9）その他団体との連携

① 「生協共済研究会」主催：公益財団法人生協総合研究所

ア) 生協共済研究会への事務局参加

生協総合研究所と共同開催している研究会へ事務局として参加しました。

イ) 研究会成果書籍『生協共済の未来へのチャレンジ』の発刊

研究会の成果書籍を2021年7月に発刊しました。

書籍名	生協共済の未来へのチャレンジ
発刊日	2021年7月20日
出版社	東信堂
頁数・定価	248頁・2,300円（税別）

② 「消費生活協同組合における共済計理人の実務指針等検討委員会」

主催：一般社団法人日本共済協会

アクチュアリー会会員、学識経験者および行政経験者等8名で構成される委員会へ事務局として参加し、共済計理人の実務指針と共済生協の財務全般に関する事項について協議・確認をおこないました。あわせて事務局として参加している他の消費生活協同組合団体とも連携を強化しました。

(10) 国際連帯活動

■支援活動

公益財団法人国際労働財団（JILAF）との協定書にもとづく事業協力として、以下を実施しました。

ア) 草の根支援事業（SGRA）への協力

期間中4回オンライン開催された草の根支援事業（SGRA）への協力として、日本の相互扶助制度の講義をおこないました。

日程	内容	場所：全労済協会会議室・オンライン開催
2021年 8月10日	対象国：スリランカ 講 演：日本の相互扶助制度について（オンライン） 対象者：スリランカの政労使代表者約30名	
8月16日	対象国：カンボジア 講 演：日本の相互扶助制度について（オンライン） 対象者：プノンペンの政労使代表者約20名	
2022年 1月21日	対象国：ベトナム 講 演：日本の相互扶助制度について（オンライン） 対象者：ハノイの政労使代表者約20名	
2月14日	参加国：7カ国（タイ・ネパール・バングラデシュ・ラオス・ベトナム・スリランカ・カンボジア）の政労使代表者約30名 講 演：日本の相互扶助制度について（オンライン） 出席者：厚生労働省大臣官房総括審議官（国際担当） 達谷窟庸野氏 同国際課国際労働・協力室長 千谷真美子氏 他3名 JILAF理事長 相原 康伸氏（他、タイ・ネパールおよび東京事務所の職員）	

イ) 招へい事業参加者の受入れ

労働組合指導者を対象とする招へい事業への協力として「日本の労働者共済の歴史と現状」についての講義を録画配信により実施しました。

(11) 自然災害等による被災者救済のための支援事業

■「自然災害から国民を守る国会議員の会」(自然災害議連) 総会に参加

ア) 日時：2021年8月18日

イ) 内容：以下のテーマに関してそれぞれ内閣府・気象庁・国土交通省等より説明があり、議員と行政担当官で活発な意見交換がおこなわれました。

・台風9号・第10号、令和3年8月の大雨による被害状況等および政府の対応状況について

ウ) 出席者数：国会議員他36名

(注) 各研究者・所属機関および肩書きの記載について

1. 各種研究会については、2022年5月31日現在の所属機関、役職等を記載
2. シンポジウム、講演会、寄附講座については、開催時の所属機関、役職等を記載
3. 公募委託調査研究について
 - (1) 募集選考結果については、選考時の所属機関、役職等を記載
 - (2) 報告会の開催報告については、開催日における所属機関、役職等を記載
 - (3) 報告書の作成については、原則として報告書作成時の所属機関、役職等を記載
 - (4) 書籍については、書籍刊行時の所属機関、役職等を記載
4. 客員研究員制度については、任用期間中の所属を記載

2 相互扶助事業「認可特定保険業」

(1) 2021年度事業状況

収入保険料については、法人火災共済保険では前年度と同様に複数年契約の更新が少なかったため減少となりました。また、法人自動車共済保険でも契約件数の減少と優良団体の割引率上昇による減収となりました。

支払保険金については、法人自動車共済保険では対物事案で高額支払いがあり増加となりました。法人火災共済保険では自然災害の支払いが少なかったこともあり減少となりました。

各商品の契約件数、収入保険料および支払保険金の状況は以下のとおりとなりました。

① 2021年度の事業状況

	契約件数	収入保険料 (円)	支払保険金 (円)
法人火災共済保険	3,823	55,566,353	21,221,000
法人自動車共済保険	3,077	83,822,500	32,298,252
自治体提携慶弔共済保険	736,795	1,336,665,582	984,205,668
合計	743,695	1,476,054,435	1,037,724,920
損害保険代理店取扱保険料	—	3,623,232	—

② 3か年の事業状況

ア) 契約件数・収入保険料の状況

	2019年度		2020年度		2021年度	
	件数	収入保険料 (円)	件数	収入保険料 (円)	件数	収入保険料 (円)
法人火災共済保険	3,934	199,980,265	3,846	90,722,851	3,823	55,566,353
法人自動車共済保険	3,414	92,436,700	3,345	92,808,200	3,077	83,822,500
自治体提携慶弔共済保険	748,616	1,383,616,045	745,482	1,353,347,896	736,795	1,336,665,582
合計	755,964	1,676,033,010	752,673	1,536,878,947	743,695	1,476,054,435

イ) 支払保険金の状況

〈法人火災共済保険〉

	2019年度		2020年度		2021年度	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
火災・落雷等	12	9,477,000	26	20,733,000	4	562,000
風災・水災	44	83,130,000	42	51,186,000	21	17,738,000
車両の飛び込み	0	0	0	0	0	0
盗難	0	0	1	17,000	1	121,000
残存物取片づけ費用	4	2,088,000	11	2,341,000	9	1,300,000
地震等見舞金	1	466,000	2	600,000	5	1,500,000
合計	61	95,161,000	82	74,877,000	40	21,221,000

〈法人自動車共済保険〉

	2019年度		2020年度		2021年度	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
対人賠償保険金	18	111,296,404	10	10,982,903	9	8,641,924
対物賠償保険金	101	20,364,632	86	12,989,699	68	21,871,328
自損事故保険金	3	29,000	3	41,000	1	261,000
無保険車傷害保険金	0	0	0	0	0	0
搭乗者傷害保険金	15	441,000	23	870,000	22	1,524,000
合計	137	132,131,036	122	24,883,602	100	32,298,252

〈自治体提携慶弔共済保険〉

	2019年度		2020年度		2021年度	
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
死亡保険金	17,946	375,069,000	19,136	385,734,750	18,646	367,819,168
傷病休業保険金	16,848	114,158,000	18,205	122,900,000	18,040	119,698,000
住宅災害保険金	958	25,348,100	570	21,511,600	470	18,552,500
結婚・出生・就学祝金	19,147	183,443,000	19,262	179,688,000	16,848	158,620,000
二十歳・長寿祝金	5,989	57,732,000	6,145	59,357,000	5,945	56,590,000
結婚記念祝金	3,040	32,560,000	3,085	35,100,000	2,964	33,790,000
在会祝金	2,424	15,221,000	3,383	20,909,000	3,001	18,717,000
退会餞別金	2,179	14,645,000	1,797	11,449,000	3,003	17,587,000
勤続祝金	20,883	191,810,000	21,765	196,809,000	20,988	192,832,000
合計	89,414	1,009,986,100	93,348	1,033,458,350	89,905	984,205,668

(2) 主な推進活動

新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐため、積極的な対面推進活動を控えているなか、団体からの要請に応える取り組みのほか、法人火災共済保険パンフレット配布など次年度に繋げるための活動をおこないました。

① 法人火災共済保険

53団体に61件の見積りをおこない、33団体から37件の新規契約がありました。

② 法人自動車共済保険

20団体に42件の見積りをおこない、16団体から38件の新規契約がありました。

③ 共栄火災代理店

23団体に27件の見積りをおこない、10団体から14件の新規契約がありました。

(3) 自治体提携慶弔共済保険に係る契約団体の規程類の点検活動について

自治体提携慶弔共済保険契約195団体との契約内容と当該団体の互助規約の点検をおこなっています。そのうち点検活動対象団体となる185団体へ修正提案をおこない、5月末時点で158団体の対応を完了しました。

なお、対応中の団体については、それぞれの団体の規程類の改廃機関となる理事会等において提起される時期を把握するなど、規程改定にかかる方向性について確認しております。

(4) 自然災害被害に関する対応

自然災害が多発した昨年度に比べ、今年度は台風や水災の発生数が少なかったため、主な自然災害への支払いは21件150万円（前年比266件 3,478万円減）となっています。

また、大規模災害発生時は、該当エリアの契約団体に対して架電による被害状況の聞き取りと請求勧奨をおこないました。

(5) 保全・運営関係

① 法人自動車共済保険の優良割引

過去3か年の保険金支払実績にもとづき8団体に優良割引を適用しました。

② 自治体提携慶弔共済保険の2020年度優良戻し

2020年度決算にもとづく自治体提携慶弔共済保険の契約団体への優良戻しは2億886万円となりました。

(6) 苦情受付・対応状況について

2021年度において、苦情等に該当する事案はありませんでした。

(7) 相互扶助事業のリスク管理について

自然災害等の予想最大損害額（PML）において、従来は「首都直下地震（東京湾北部地震）」を想定し設定していましたが、巨大災害リスクに備えるべきリスク管理の観点から「南海トラフ巨大地震」を加えて算出することとしました。

その結果、自治体提携慶弔共済保険のPMLは、自然災害リスクの保有状況から大幅な上昇となりました。

(8) その他

① 厚生労働省による令和2年度認可特定保険業に係るヒアリングの実施について

毎年実施される厚生労働省の「認可特定保険業に係るヒアリング」について、現下の状況から書面にて実施されました。

ヒアリングの結果、特段の指摘事項はありませんでした。

実施方法	書面にて実施（2022年3月10日付回答）
対象期間	2020年6月1日～2021年5月31日
ヒアリング内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業報告書・現況に関する事項 2. 貸借対照表・損益計算書 3. 一般社団法人および一般財団法人に関する法律第123条第2項に規定する計算書類 4. 今年度の状況および翌年度以降の対応 5. その他

② 関係法令改正に伴う基礎書類の改正について

保険業法の一部改正に伴う、保険契約のクーリング・オフにかかる改正（書面に加え、電磁的記録によることを可能とするもの）および成年年齢を18歳とする民法の一部改正を踏まえた自治体提携慶弔共済保険の「成人祝金」にかかる改正（「二十歳の祝金」への名称変更）について、厚生労働省へ各共済保険の事業方法書等の基礎書類の一部改正の認可申請をおこない、5月10日付で認可を取得しました。

(9) 相互扶助事業の取り扱い保険商品

■ 認可特定保険業

労働組合、労働金庫、生活協同組合、中小企業勤労者福祉サービスセンターなどの勤労者団体等を対象とした認可特定保険業として、2013年度から厚生労働大臣の認可を取得し、事業を実施しています。

● 法人火災共済保険（オフィスガード）

火災等により建物・動産が被害を受けた場合に、その損害を保障する団体向けの保険商品です。







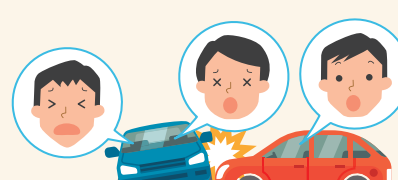
保障の範囲

火災等	 火災	 落雷	 破裂・爆発	 航空機の墜落・ 航空機からの物体の落下	
	風水災等	 風災 (台風、暴風雨など)	 雹災	 雪災	 水災
		 車両の飛び込み	 盗難	 失火見舞費用	
		 残存物取片づけ費用	 地震等見舞金		

●法人自動車共済保険（ユニカー）

自動車の所有、使用または管理に起因して第三者に法律上賠償責任を負担する場合や、自動車搭乗中の人のケガなどを保障する団体向けの保険商品です。



お支払いする場合		
対人賠償	対物賠償	
<p>他人を死傷させたとき</p> <p>ご契約のお車で、歩行者や相手車両に乗っていた人などを死傷させたとき、その損害賠償金額のうち自賠償保険（共済）を超える部分について保険金をお支払いします。</p> 	<p>他人の物を壊したとき</p> <p>ご契約のお車で、他の車、家屋、電柱など他人の財物に損害を与えたとき、その損害賠償金額をお支払いします。</p> 	
自損事故	無保険車傷害	搭乗者傷害
<p>単独で運転者などが死傷したとき</p> <p>ご契約のお車を運転中の方などが、単独事故で死傷されたとき保険金をお支払いします。ただし、自賠償保険（共済）の対象とならない場合に限られます。</p> 	<p>無保険車などの事故で死傷したとき</p> <p>ご契約のお車を運転中または搭乗中に自動車保険（共済）を契約していない車により死亡または後遺障害を被った場合で、相手から十分な賠償を受けられないとき、保険金をお支払いします。</p> 	<p>搭乗中の方が死傷したとき</p> <p>ご契約のお車に搭乗中の方が自動車事故によって死傷したとき、保険金をお支払いします。ただし、自家用二輪自動車（125 cc超）および原動機付自転車（125 cc以下）には、この補償は付帯されません。</p> 

●自治体提携慶弔共済保険

中小企業で働く勤労者のために、地方自治体が設立した中小企業勤労者福祉サービスセンターなどの団体がおこなっている慶弔給付事業をサポートする保険商品です。

自治体提携慶弔共済保険は、全労済協会へ直接保険料を支払う「やすらぎ」と、全国中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員を集団として取りまとめ、同センターを集金者とする「全福ネット慶弔共済保険」の2種類となっています。

■ 損害保険代理店業

全労済協会は、法人火災共済保険と法人自動車共済保険の補完として、2014年度から共栄火災海上保険株式会社の代理店として、同社の火災保険と自動車保険の商品提供をおこなっています。

《主な取扱商品》

● 企業財産保険（ビジまる）

様々なリスクを補償できる事業者向けの火災保険です。



● 一般自動車保険（KAPベースス）

すべての車種に対応しているベーシックな自動車保険です。



3 法人運営

(1) 行政対応について

第68回（定時）評議員会（2021年8月19日開催）での全議案の決議を受け、行政に対し報告をおこない受理されました。

- 法人税の確定申告
- 認可特定保険業業務報告
- 公益目的支出計画実施報告
- 業務および財産の状況に関する説明書類の縦覧開始に関する届出
- 役員交代にともなう登記申請

(2) 機関会議等の開催

① 理事会・評議員会の開催

理事会を7回、評議員会を4回開催し、事業計画の決定等、機関運営における重要決議事項が決議されました。

また、理事会の前段に四役会議を7回開催し、機関会議議題等について協議をおこないました。

② 運営委員会の開催

運営委員会を2回（2021年11月30日、2022年4月18日）開催し、公募委託調査研究や2022年度事業計画等について理事長への答申をいただきました。

(3) 監査の実施

2020年度決算については、2021年7月に公認会計士による外部監査、同月に監事による業務監査を実施しました。また、2021年度監査計画にもとづき、2022年1月、2月に公認会計士による外部監査、2022年2月に監事による業務監査、2021年11月、2022年5月に内部監査を実施しました。各監査において、数値および記載内容について確認いただき、修正が必要となる指摘事項等はありませんでした。

(4) 政策預託について

労働金庫との関係強化を目的として、政策預託を実施しました。

(5) 新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症対策会議を6回開催し、「全労済協会感染防止対策ガイドライン」および国や東京都からの要請に沿って、時差出勤・在宅勤務による出勤抑制等の感染予防対策を実施しました。

Ⅲ 財務状況

資産の状況 (2022年5月31日現在)

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	1,872,089,070	2,067,637,167	△ 195,548,097
未収収益	8,543,623	10,731,033	△ 2,187,410
未収金	4,227,360	4,319,358	△ 91,998
前払金	7,982,064	3,094,364	4,887,700
立替金	370,315	348,909	21,406
仮払金	2,003,335	11,281,941	△ 9,278,606
貯蔵品	60,579	60,890	△ 311
流動資産合計	1,895,276,346	2,097,473,662	△ 202,197,316
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
普通預金	58,337,555	15,337,555	43,000,000
定期預金	2,300,000,000	2,300,000,000	0
特定資産合計	2,358,337,555	2,315,337,555	43,000,000
(2) その他固定資産			
ソフトウェア	550,080	839,520	△ 289,440
電話加入権	364,000	364,000	0
投資有価証券	494,650,000	494,650,000	0
関係団体出資金	940,000	940,000	0
その他固定資産合計	496,504,080	496,793,520	△ 289,440
固定資産合計	2,854,841,635	2,812,131,075	42,710,560
資産合計	4,750,117,981	4,909,604,737	△ 159,486,756
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	184,350,618	280,609,743	△ 96,259,125
前受金	5,938,146	4,764,152	1,173,994
預り金	827,704	1,041,107	△ 213,403
未経過保険料	233,671,626	299,076,867	△ 65,405,241
支払備金	305,739,930	295,204,938	10,534,992
流動負債合計	730,528,024	880,696,807	△ 150,168,783
2. 固定負債			
役員退職慰労引当金	15,822,000	27,620,000	△ 11,798,000
異常危険準備金	2,358,337,555	2,315,337,555	43,000,000
固定負債合計	2,374,159,555	2,342,957,555	31,202,000
負債合計	3,104,687,579	3,223,654,362	△ 118,966,783
III 正味財産の部			
正味財産合計	1,645,430,402	1,685,950,375	△ 40,519,973
負債および正味財産合計	4,750,117,981	4,909,604,737	△ 159,486,756

Ⅳ リスク管理と法令遵守の取り組み

1 リスク管理

全労済協会はリスクについて、「規程、要領、方針」を定め、リスク管理と法令遵守の取り組みをすすめています。

2021年度も、規程等にもとづき公認会計士監査、監事監査ならびに職員による内部監査をそれぞれ年2回実施しました。

(1) 経営リスク管理

① 基本的考え方と認識

加入団体・労働組合等へ、保障と安心を将来にわたり確実に提供しつづけることを目的として適切なリスクの管理をすることが重要と位置づけ、リスク管理の強化を図り積極的な取り組みをおこなっています。

② 基本的管理のスタンス

リスク管理にあたっては、それぞれのリスク特性に応じた規程・ルール等の整備をおこない相互に牽制する体制を確保しています。

また、役職員等がリスク管理における個々の役割・任務を認識し、実効性のある内部管理体制の構築をおこなっています。

③ リスク管理体制

経営方針に添ったリスク管理方針を制定し、リスク管理体制と規程等の整備をおこないリスク管理体制を確立するとともに、業務執行の適切性およびリスク管理体制の有効性を確認しています。

また、内部監査担当部門を配置し、業務が適正におこなわれ、リスク管理体制が有効に機能しているかを確認しています。

④ リスク管理の方法

個別リスクに関する管理方針および規程等を制定し、業務を担当する部門が、責任をもってリスク管理をおこないます。さらに、経営リスク統括部門は、担当部門と連携して状況の把握をおこない、リスクの情報および基本方針の制定、改廃状況について一元的に管理するとともに、必要に応じて理事会等に報告しています。

また、理事会等は、報告を定期的（少なくとも年1回）あるいは経営政策の変更や環境変化等の必要に応じて随時、基本方針の制定・改廃と見直し（整備・改善）をおこないます。

(2) 保険引受リスク管理

当協会では保険引受リスク管理方針にもとづき、共栄火災海上保険株式会社へ再保険をおこないリスクの分散をしています。

また、毎年の決算時に予想最大損害額（PML）を算出し検証・見直しをしています。

(3) 事務リスク管理

当協会では、すべての業務に事務リスクが存在していることを踏まえて、管理すべき事務リスクの種類を次の3つとします。

- ① 保険募集管理事務リスク
- ② 契約管理事務リスク
- ③ 保険金支払事務リスク

経営リスク管理基本方針

1. 目的と基本認識

(1) リスク管理の目的

全労済協会は、加入団体・労働組合等の信頼と負託に応え、保障と安心を将来にわたり確実に提供しつづけることを目的としてリスク管理に取り組むものとする。

(2) 基本認識

全労済協会は、すべての業務についてリスクが存在することを認識し、各種のリスクを的確に把握し、リスク特性に応じた適切なリスク管理をおこなうことにより、業務の適切性および財務の健全性の確保に努めることを事業経営上の重要課題と位置付け、リスク管理の強化に積極的に取り組むものとする。

2. リスク管理にあたっての基本的スタンス

(1) リスクの所在・種類の明確化と分析・評価・把握

リスク管理にあたっては、リスクの所在・種類を明確にしたうえで、それぞれのリスクの特性を的確に分析・評価・把握する。

(2) 規程・ルールを整備

効率的かつ効果的事业運営の観点から、それぞれのリスク特性に応じた規程・ルール等を整備する。

(3) 相互牽制機能の発揮

相互に牽制することによって効果的なリスク管理をおこなうことができる管理体制を確保する。

(4) 総合的なリスク管理

各種リスクを全労済協会全体として一元的に管理することによって、各種リスクが組織全体として経営に及ぼす影響の観点から、総合的なリスク管理をおこなう。

(5) リスク管理の実効性

リスク管理に関する情報の全労済協会理事会（以下「理事会」という）への報告体制、内部監査担当部門による監査機能の確保等によって、実効性のあるリスク管理をおこなう。

(6) リスク管理における役職員等の取り組み

役職員等一人一人がリスク管理における個々の役割・任務を常に認識し、適切なリスク管理を実践することにより、実効性のある内部管理体制の構築をめざす。

3. リスク管理体制

(1) 理事会

理事会は、経営方針に添ったリスク管理の方針を制定し、リスク管理体制と規程等の整備をおこなうことによって全労済協会のリスク管理体制を確立するとともに、業務執行の適切性およびリスク管理体制の有効性を確認し、その一層の充実を図る。

(2) 経営リスク統括部門

各種リスクを統括する部門として経営リスク統括部門を設置することとし、総務担当部門を経営リスク統括部門とする。経営リスク統括部門は、リスク管理において相互牽制機能を発揮する。

(3) 内部監査担当部門

内部監査担当部門は、各部門において業務が適正におこなわれ、リスク管理体制が有効に機能しているか否かを確認する。

4. リスク管理の方法

(1) 方針ならびに管理規程等の整備

リスク管理に関する全労済協会としての基本方針ならびにリスクの種類ごとの個別リスクに関する管理方針および規程等を整備する。

(2) リスク管理の実施

業務を担当する部門は、本基本方針、個別のリスク管理方針等に則り、責任をもってリスク管理をおこなう。経営リスク統括部門は、各業務担当部門と連携して各リスクの状況を把握する。

(3) 理事会への報告

経営リスク統括部門は業務担当部門から把握したリスクの情報およびリスク管理の状況について総合的なリスク管理の観点から一元的に管理し、必要な情報については、定期的あるいは必要に応じて理事会に報告する。

(4) リスク管理の見直し

理事会は、経営リスク統括部門および業務担当部門からの報告をリスク管理の見直し（整備・改善）に反映させる。

5. 本基本方針の制定、改廃と見直し

本基本方針は、全労済協会理事会がこれを定め、定期的（少なくとも年1回）あるいは経営政策の変更や環境変化等により必要に応じて随時見直すものとする。

保険引受リスク管理方針

1. 目的・趣旨

本方針は、保険の引受にかかるリスクを把握・管理し、経営の健全性の維持・向上により契約者保護に資するために基本方針を定めるものである。

2. 保有保険金額に関する管理

保険商品ごとに適切な保有限度額を設け、再保険によるリスクの分散等、必要な措置を講ずることにより経営の安定を図る。

3. 保険引受収益に関する管理

(1) 保険引受収益に関する管理

保険引受収益の把握・分析および将来の収支予測をおこなうために、保険商品ごとに収益を定期的に把握し管理する。収益の悪化が経営に重大な影響を与えることが予想される場合には、必要に応じ、料率の改定等の方策を講じる。

(2) 損害率に関する管理

収支状況を把握・分析するため、保険商品ごとに損害率を定期的に把握し管理する。

損害率の悪化が経営に重大な影響を与えることが予測される場合には、必要に応じて料率の改廃、引受基準の改定、推進政策の変更等、損害率改善のための方策を講じる。

4. 集積リスクに関する管理

地震などによる集積リスクについて、年度ごとに予想最大損害額（PML）を算出し、異常危険準備金残高等の要素を勘案し、出再等の必要な措置を講じる。

事務リスク管理方針

1. 目的

この方針は、「経営リスク管理基本方針」にもとづき、保険事業運営に伴うあらゆる事務にかかるリスクの軽減に向けて適切な対策を講じ、事務の正確性・安全性・迅速性の実現により業務の健全性を確保し、安定した業務の継続により契約者等の利益を保護することを目的とする。

2. 事務リスクの定義

事務リスクとは、「全労済協会の業務に係る役職員等が正確な事務・業務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより全労済協会が損失を被るリスク」をいう。

3. 管理すべき事務リスクの種類

- (1) 全労済協会は、事務リスク管理にあたっては、担当部門の業務内容、職務権限にもとづき、事務リスクの種類および所在を明確にする。
- (2) 全労済協会は、事務リスクが経営に及ぼす影響の大きさについて把握したうえで、管理すべき事務リスクの種類を次の3つとする。
 - ① 保険募集管理事務リスク
 - ② 契約管理事務リスク
 - ③ 保険金支払事務リスク

4. 事務リスク管理の基本的な考え

- (1) 事務リスクの管理にあたっては、法令・社会規範および業務上の諸規則等の内部規程（以下「関係法令等」という）を遵守し、その整備をはかる。
- (2) 関係法令等の遵守の重要性を認識し、正確かつ迅速な事務を遂行できるよう職員等への指導・教育をおこなう。
- (3) 全ての業務に事務リスクが存在していることを踏まえ、その事務リスクによって被る損失と影響の重大さを理解したうえで、事務リスクの未然防止に努める。
- (4) 事務リスクをコントロールし、軽減するという観点からの具体的な対策を講じる。
- (5) 役職員等1人1人が契約者等への公正、迅速、正確かつ安全な事務サービスの重要性を十分に認識し、苦情等への対応を含めた継続的な事務処理改善の観点から事務リスク管理をおこなう。

5. 事務リスク管理方法

- (1) 事務リスク管理体制
事務リスクの管理にあたっては、「事務リスク管理規程」で定める事務リスク管理部門を設置のうえ、その役割に応じたリスク管理をおこなう。
- (2) 事務リスクの顕在化の予防と被害拡大の防止
事務リスク管理の実施にあたっては、事務リスクが顕在化しないように、その予防に努める。また、適切な対策をおこなうことで、その影響を最小限にとどめることを基本とする。
- (3) 事務リスクへの対応
事務リスク管理部門は、経営に重大な影響を与えるような問題が発生した場合、または発生の可能性が予想される場合には、その収束・抑制にむけた対策を講じ、必要な指示・対応をおこなう。また、事案の状況および対応策を速やかに担当役員に報告し、かつ再発防止等の措置を講じる。

6. 報告態勢

- (1) 事務リスク管理部門は、経営に重大な影響を与えるような、事務リスク管理に関する重要事項および事故等について、その重要度・緊急度に応じて、常勤運営責任者会議に報告する。
- (2) 常勤運営責任者会議は、事故等の問題発生に関する情報はこれを組織内でできる限り共有し、予防または再発防止に向けたリスク管理対策に反映し、必要な場合はこの方針および規程類の是正をおこなう。

7. 細目の決定

事務リスク管理に関する細目については、この方針にもとづき、「事務リスク管理規程」を定める他、必要に応じて別途細則等を定める。

8. 改廃

- (1) この方針の改廃は、理事会の議決によるものとする。
- (2) この方針は、定期的（少なくとも年1回）あるいは経営政策の変更や環境変化等により必要に応じて随時見直すものとする。

2 コンプライアンスならびに個人情報保護の取り組み

全労済協会は、コンプライアンスを関係する法令や社会規範の遵守にとどまらず社会的な要請や加入団体・労働組合等の期待に応えていくための組織・事業の在り方そのものと考えています。

お預かりしているお客様に関する情報は、お客様の希望に沿って取り扱うとともに、個人情報の保護に関する法律をはじめ関係する法令等を遵守し、必要な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています。

2013年6月には、コンプライアンス活動ならび個人情報保護の取り組み強化を発展していくための指針として、「コンプライアンス／個人情報保護対応基本方針」を定めました。

また、全役職員のコンプライアンス意識の向上を高める一環として、毎年コンプライアンス推進月間を設定し、積極的に推進しています。

コンプライアンス／個人情報保護対応基本方針

全労済協会は、コンプライアンスを、関係する法令や社会規範の遵守にとどまらず社会的な要請や加入団体・労働組合等の期待に応えていくための組織・事業の在り方そのものと考え、これらの価値の創造に努めていきます。

また、お預かりしたお客様に関する情報は、お客様の希望に沿って取り扱うとともに、個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます。）をはじめ関係する法令等を遵守し、必要な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めていきます。

1. 社会的要請、加入団体・労働組合等の期待に応える事業活動
 - ・全労済協会は関係するあらゆる法令・諸規則等をもとに、その目的と趣旨にもとづき遵守するとともに、その他の社会規範に逸脱することのない、適法かつ適正な事業活動をおこなっていきます。
 - ・全労済協会は社会倫理にもとづく公正な事業活動や業務の遂行に努めるとともに、人権や環境問題をはじめとする社会的な要請や課題に応えていくなど、社会的な責任を果たしていきます。
2. 社会に有用な商品・サービスの提供
 - ・全労済協会は、安心できる勤労者福祉の実現をめざし、勤労者福祉の保障に係わる有用な商品（保険商品）・サービスの開発をはじめ、こうした事業を通じて新たな価値を創造し、これらを広く社会、加入団体・労働組合等に提供していきます。
 - ・全労済協会は保険商品・サービス等の提供を通じて、加入団体・労働組合等の勤労者に係わる事故や災害などの、経済的・精神的なリスクの解決に向けた支援をおこなっていきます。
3. 経営の健全性と内部統制機能
 - ・全労済協会は、自己資本・準備金等の適正な保有と安全な資産運用に努め、加入団体・労働組合等の万一の事故や災害等にそなえて十分な支払い余力を確保するなど、経営の健全性により事業を持続的・安定的に発展させていきます。
 - ・全労済協会は事業運営を的確にコントロールしていくため、監査体制の整備・強化をはじめ、リスク管理や内部業務検査等を通じての相互牽制作用やチェック機能を高めるなどの仕組みを整備し、内部統制活動に努めていきます。
 - ・全労済協会は加入団体・労働組合等からお預かりした個人情報等の情報の重要性を認識し、自然災害等のクライシス、情報セキュリティ対策など、全労済協会が保有する各種情報の適正かつ安全な管理に努めていきます。
4. 反社会的勢力に対する取組
 - ・全労済協会は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした姿勢で臨み、不当・不正な要求を断固拒絶するとともに、反社会的

コンプライアンス／個人情報保護対応基本方針

勢力との関係を遮断することに努め、公共の信頼を維持し、適切かつ健全な業務の遂行を確保します。

・反社会的勢力による不当要求等に備えるとともに、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

・反社会的勢力による不当要求等がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、担当者や担当部署に任せることなく組織的な対応をおこないます。

また、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引はおこなわず、民事と刑事両面からの法的対応をおこないます。

5. 個人情報の収集と利用目的

・全労済協会は、お客様へのより良い共済保険商品・サービスの提供、シンクタンク事業のご紹介をさせていただくため、お客様に関する必要最小限の情報を収集させていただいています。

これらお客様の個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済保険契約の締結・維持管理、保険金のお支払い等を含む共済保険契約の判断に関する業務や、シンクタンク事業における各種申込み（セミナー、各種資料送付）、メールマガジンの配信、広報誌の発送などの目的のために利用させていただきます。

また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめご本人の同意をいただきます。

・お客様の住所、氏名、生年月日、性別、電話番号、その他共済保険契約の保守、保険金のお支払いにおいて必要となる情報や、全労済協会ホームページ等に登録されたお客様のメールアドレス他の情報を収集させていただいています。

6. 個人情報の管理と情報提供

・全労済協会では、「個人情報保護対応マニュアル」にもとづき、個人情報保護管理者（総務担当部門長）による内部教育や情報セキュリティ対策をはじめ適切な安全管理措置を講じ、お客様の個人情報の漏洩、紛失、き損または個人情報への不正アクセスなどの防止に努めています。

・全労済協会では、お客様の個人情報を業務上必要がある場合のみ利用し、以下の場合を除いて、お客様の個人情報を利用したり外部に提供することはありません。

- (1) お客様が同意されている場合
- (2) 法令により必要と判断される場合

(3) お客様または公共の利益のために必要と考えられる場合

(4) 業務提携先との間で、全労済協会が保有する所定の情報（以下、「個人データ」といいます。）を共同して利用させていただく場合で、以下のことをあらかじめご本人に通知し、または広報誌の発送希望等ご本人が容易に知り得る状態に置いているときは、個人情報保護法にもとづき第三者への提供には該当しないものとしします。

- ① 共同利用する旨
- ② 共同して利用する者の範囲
- ③ 利用する者の利用目的

・全労済協会では、お客様からご自身の個人情報についての開示のご依頼があった場合には、ご本人であることを確認させていただいた上で、特別な理由の無い限り開示いたします。

また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに訂正させていただきます。

なお、お客様の個人情報の、資料送付・メールマガジンの配信などを希望されない場合には、お申し出にもとづき、取り扱いを停止させていただきます。

7. 業務の適正化と不断の改善

・全労済協会は業務の適正化を確保していくために、業務標準化の徹底や、業務プロセスの継続的な点検により潜在するリスクや改善課題を明らかにし、これらの不断の改善に努めていきます。

・全労済協会は苦情受付窓口等により、加入団体・労働組合等の声に適切に応えていくとともに、意見・要望・苦情等を内部で共有化し、再発防止や未然防止に向けて、責任を持って必要な改善、対策を講じていきます。

8. 情報の開示とコミュニケーション

・全労済協会は加入団体・労働組合等、取引先、従業者等に対して情報を公正に開示するとともに、積極的にコミュニケーションを図っていくことにより、事業運営の透明性と健全性の確保に努めていきます。

・全労済協会は組織内の健全な相互批判的コミュニケーション等を通じて、健全な組織としての自浄作用の発揮に努めていきます。

9. 社会貢献と環境保全活動

・全労済協会は地域社会の一員として、環境や福祉などさまざまな社会貢献活動に取り組むことにより、地域社会の健全で持続可能な発展に貢献していきます。

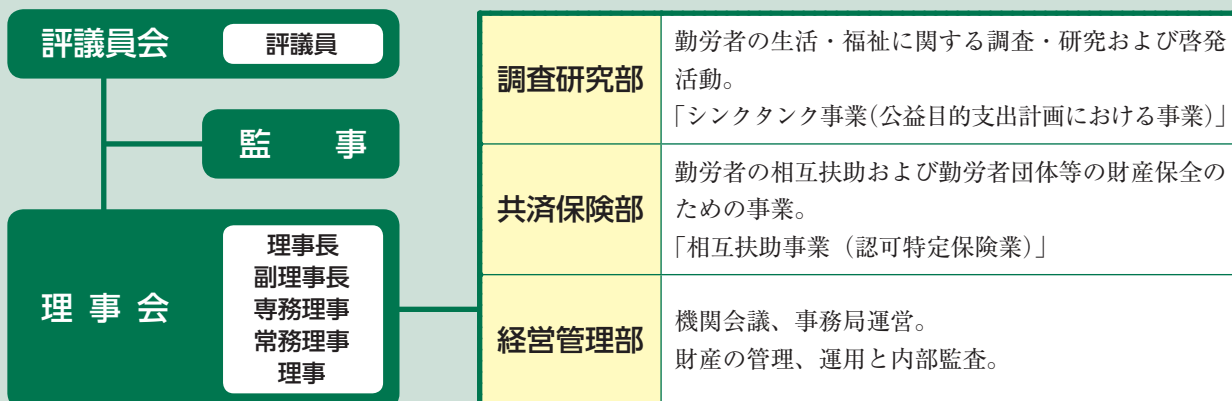
V 組織の概要

1 全労済協会の組織概要

全労済協会は労働団体、こくみん共済 coop および関係諸団体等からの選出者により理事会・評議員会を構成し組織運営をおこなっています。

労働団体、外部有識者等からの勤労者福祉活動に対する提案を反映させながら、勤労者福祉運動の領域拡大に向けて事業を展開しています。

組織機構



こくみん共済 coop グループを構成する基本三法人

こくみん共済 coop グループ基本三法人（こくみん共済 coop、日本再共済連、全労済協会）の一翼を担っています。

こくみん共済 coop グループの構成

こくみん共済 coop 全国労働者共済生活協同組合連合会 消費生活協同組合法にもとづいて設立された、共済事業をおこなう生活協同組合の連合会組織です。都道府県ごとに設立された地域の勤労者を主体とする47共済生協、職域ごとに設立された8共済生協、3生協連合会の58会員によって構成されています。	日本再共済連 日本再共済生活協同組合連合会 国内唯一の再共済専門団体として、再共済により元受会員の経営の安定と事業の発展に寄与するとともに、再共済事業を通じて共済団体間の連携強化に取り組んでいます。	全労済協会 一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会 勤労者の生活・福祉に関わる調査・研究をおこなうシンクタンク事業と相互扶助事業（認可特定保険業）「法人火災共済保険」「法人自動車共済保険」「自治体提携慶弔共済保険」・損害保険代理店業「火災保険」「自動車保険」をおこなっています。
--	--	--

各 称	主たる事務所の所在地	事業の内容
こくみん共済 coop	東京都渋谷区代々木2-12-10	各種共済事業
日本再共済連	東京都渋谷区代々木2-12-10	再共済事業
全労済協会	東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5F	勤労者福祉の増進に関わるシンクタンク事業 勤労者団体等への相互扶助事業

2 全労済協会の沿革

設立：1982年11月20日（統合2004年6月1日）

2013年6月3日 一般財団法人へ移行

目的：勤労者の生活および福祉に関する総合的な調査や研究を通じて、勤労者の生活環境の向上を促進するとともに、あわせて勤労者の助け合いとしての相互扶助思想の啓発と労働者共済運動・事業の普及を図り、もって勤労者福祉の向上と発展に寄与することを目的とする。

財団法人 全国勤労者福祉振興協会

（略称：福振協、1982年設立）

勤労者の相互扶助を目的とした団体向け保障事業をおこなう組織

財団法人 全国労働者福祉・共済協会

（略称：全労済協会、1989年設立）

労働諸団体とこくみん共済 coop により構成され、労働者福祉と労働者共済運動の指導・連絡・調整を担う全国センター機能の発展をめざす組織

2004年6月1日統合

財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会（略称：全労済協会）

2013年6月3日 新法人へ移行

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会（略称：全労済協会）

◆シンクタンク事業（公益目的支出計画における実施事業）

1. 勤労者の生活・福祉等の調査研究および相互扶助の啓発に関する事業
2. 勤労者の生活・福祉等に関する研究助成、支援および国際連帯の事業
 - ・研究会等による調査研究活動の実施
 - ・研究報告誌の刊行や提言活動
 - ・シンポジウム等の開催
 - ・退職準備教育研修会の開催
 - ・広報誌「Monthly Note（全労済協会だより）」「WELFARE」の発行など

◆相互扶助事業（認可特定保険業）

- ・認可特定保険業（法人火災共済保険・法人自動車共済保険・自治体提携慶弔共済保険）
- ・損害保険代理店業（火災保険・自動車保険）

3 役員等の体制

全労済協会 第21期役員（理事・監事）名簿

2022年9月1日現在

役 職	氏 名	所 属 団 体 名
理 事 長	神 津 里季生	一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会
副理事長	廣 田 政 巳	全国労働者共済生活協同組合連合会
専務理事	柳 下 伸	一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会
常務理事	富 永 紅	一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会
理 事	清 水 秀 行	日本労働組合総連合会
	川 本 淳	全日本自治団体労働組合
	中 澤 清 孝	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
	神 田 健 一	日本基幹産業労働組合連合会
	安河内 賢 弘	JAM
	並 木 泰 宗	全日本自動車産業労働組合総連合会
	木 村 敬 一	日本私鉄労働組合総連合会
	岡 崎 信 勝	全国電力関連産業労働組合総連合
	松 浦 昭 彦	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟
	野 寺 康 幸	一般社団法人 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター
	南 部 美智代	労働者福祉中央協議会
	久保田 哲 史	共栄火災海上保険株式会社
	元 林 稔 博	公益財団法人 国際労働財団
	福 田 弥 夫	日本大学 危機管理学部
	中 林 真理子	明治大学 商学部
高 橋 忠 雄	全国労働者共済生活協同組合連合会	
監 事	小 熊 栄	日本労働組合総連合会 総合総務財政局
	俵 藤 弘 志	全国労働者共済生活協同組合連合会
	小野寺 千 世	日本大学 法学部

理事20名、監事3名（敬称略・順不同）

全労済協会 第10期評議員名簿

2022年9月1日現在

役 職	氏 名	所 属 団 体 名
評 議 員	芳 野 友 子	日本労働組合総連合会
	勝 野 圭 司	全国建設労働組合総連合
	難 波 淳 介	全日本運輸産業労働組合連合会
	庭 野 修	全日本自治団体労働組合総合政治政策局都市公共交通評議会
	酒 向 清	日本化学エネルギー産業労働組合連合会
	山 口 浩 治	全日本鉄道労働組合総連合会
	武 藤 公 明	全農林労働組合
	佐々木 弘 臣	全国交通運輸労働組合総連合
	溝 上 泰 央	全国自動車交通労働組合連合会
	石 塚 宏 幸	日本ゴム産業労働組合連合
	佐 藤 順 一	日本紙パルプ紙加工産業労働組合連合会
	佐 藤 裕 二	全日本電線関連産業労働組合連合会
	伊 藤 敏 行	日本食品関連産業労働組合総連合会
	芦 川 和 人	一般社団法人 全国労働金庫協会
	笹 川 博 子	日本生活協同組合連合会
	横 山 真 弘	一般社団法人 日本共済協会
	新 井 力	公益財団法人 日中技能者交流センター
	今 野 浩一郎	学習院大学
	野 田 三七生	日本再共済生活協同組合連合会
	工 藤 雅 志	全国労働者共済生活協同組合連合会 北海道・東北統括本部
	打 越 秋 一	全国労働者共済生活協同組合連合会 関東統括本部
	笠 島 邦 夫	全国労働者共済生活協同組合連合会 中部統括本部
	中 山 久 雄	全国労働者共済生活協同組合連合会 関西統括本部
	内 匠 雅 也	全国労働者共済生活協同組合連合会 中四国統括本部
	品 川 浩 二	全国労働者共済生活協同組合連合会 九州統括本部
	柚 谷 尚 彦	全国労働者共済生活協同組合連合会 職域生協統括本部

評議員26名（敬称略・順不同）

ホームページ【URL：https://www.zenrosaikyokai.or.jp/】のご案内

ホームページでは、シンクタンク事業や相互扶助事業の各保険商品の案内や保険料見積り、全労済協会からのお知らせなどの最新情報を掲載しています。

閲覧される皆さまが知りたい情報にアクセスしやすくするために、事業別・内容別に整理して見やすくし、また、キーワードによる検索もできるようにしています。

より快適にご覧いただけるよう今後もより一層の内容充実に努めます。

【キーワードによる検索】
キーワードによる掲載記事の検索ができます。

The screenshot shows the homepage of Zenrosaikyokai. At the top, there is a navigation bar with a search box and a 'キーワードから探す' (Search by keyword) button. Below the navigation bar is a large banner with the Zenrosaikyokai logo and the text '全労済協会は 勤労者の福祉向上と発展に寄与します。' (Zenrosaikyokai contributes to the improvement and development of workers' welfare). Below the banner, there are sections for 'シンクタンク事業の最新情報' (Latest information on think tank business) and '全労済協会からのお知らせ' (Information from Zenrosaikyokai). The main content area is divided into four columns: 'シンクタンク事業' (Think Tank Business), '相互扶助事業' (Mutual Aid Business), '冊子・書籍' (Brochures and Books), and '暮らしの役立ち情報' (Useful information for daily life). The '相互扶助事業' column includes 'オフィスガード' (Office Guard) and 'ユニカー' (Uni-car) services. The '冊子・書籍' column lists various publications like 'シンポジウム・講演会報告書' (Symposium/Lecture Report) and 'Monthly Note'. The '暮らしの役立ち情報' column lists insurance services like '雇用保険' (Employment Insurance) and '税金・相続' (Tax and Inheritance). The '動画配信' (Video Streaming) column lists 'シンポジウム・講演会・配信' (Symposium/Lecture/Streaming) and 'インタビュー・対談' (Interview/Dialogue). At the bottom, there are two boxes: one for 'Monthly Note' and another for 'メールマガジン' (Email Magazine).

事業別・内容別に区分し、閲覧したいページにアクセスできます。

法人火災共済保険の、保険料見積り依頼をいただけます。

こちらから、広報誌 (Monthly Note) やメールマガジンの申込みができます。

全労済協会

一般財団法人 全国勤労者福祉・共済振興協会

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階

- | | | |
|------------------|-------|--------------------|
| ●代 | 表 | 【TEL 03-5333-5126】 |
| | | 【FAX 03-5351-0421】 |
| ●シンポジウム・講演会・研究会等 | 調査研究部 | 【TEL 03-5333-5127】 |
| ●各種共済保険 | 共済保険部 | 【TEL 03-5333-5128】 |

(営業時間 祝日を除く月～金曜日 9:00～17:15)

ホームページ <https://www.zenrosaikyokai.or.jp>